

第 5 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和2年5月18日(月) 午前10時00分

場 所 津市上下水道庁舎 2階 大会議室

出席部会委員 1 太田 義政・2 田中 康章・3 田村 明 ・4 東海 光政
5 村澤 藤次・8 喜多 義幸・9 片岡 正春・10 牧野 礼吉
11 清水喜代己・12 海野 要 ・13 内藤 正敏・19 草深みつよ
21 坂野 大徹・23 川邊 千秋

以上14名

欠 席 委 員

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 勝田事務局長・野村次長・吉川主査

総 合 支 所

議事録署名者 10 牧野 礼吉・11 清水 喜代己

事 項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)
- 報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(賃貸借権)
- 報告第6号 時効取得による所有権の移転について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(別冊)

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第5回第1農地部会を開催させていただきます。 本日の欠席はございません。出席委員14名でございます。 議事録署名者を私から指名させていただきます。 10番 牧野 礼吉委員、11番 清水 喜代己委員、よろしく願いをいたします。 それでは、初めに、会長の専決等の報告事項に入らせていただきます。よろしく願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書の1ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。 番号1から4で、合計件数は4件、合計面積は6,644㎡で、すべて田でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものです。</p> <p>2ページから5ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。 番号1から6で、合計件数は6件、合計面積は45,465.95㎡で、その内訳は田が34,035.95㎡、畑が11,430㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。</p> <p>6ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。 番号1 駐車場及び集会所用地 番号2 貸店舗用地 でございます。 以上、件数は2件、合計面積は、1,603㎡で、その内訳は田が13㎡、畑が1,590㎡でございます。</p> <p>7ページ、8ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。 番号1、番号2、進入路用地 番号3、障がい者グループホーム及び駐車場用地 番号4、貸駐車場 番号5、分譲住宅用地 番号6、サービス付高齢者住宅及びデイサービスセンター用地 番号7、番号8、一般個人住宅用地 番号9、家具工場用地 番号10、太陽光発電施設用地 番号11、分譲住宅用地</p>

番号12から番号15、太陽光発電施設用地
番号16 運動場及び駐車場用地 でございます。
以上、件数は16件、合計面積は10,801.87㎡で、その内訳は田が4,986㎡、畑が5,815.87㎡、でございます。

9ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（賃貸借権）、でございます。

番号1、番号2、太陽光発電施設用地 でございます。

以上、件数は2件、面積は2,022㎡で、すべて田でございます。

10ページをお願いいたします。

報告第6号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1、権利者 _____、申請地は畑で、面積が2.61㎡、取得年月日は、平成6年7月20日でございます。

この案件につきましては、権利者が当該土地を20年以上にわたり、自己の所有地として維持管理してきたことで、取得時効が成立しています。

以上、件数は1件 面積は畑で2.61㎡です。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

議 長 続きますので、早速に議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案案件をご説明させていただきます前に、恐れ入りますが、議案書の訂正を2か所お願いいたします。

まず、12ページの議案第2号、番号2をご覧ください。
施設の概要欄には太陽光発電施設用地と記載がありますが、記載誤りにより、資材置場用地と修正願います。

次に、13ページの議案第2号、番号5をご覧ください。
小計欄の上に記載されています地番ですが、記載誤りにより、_____とあるのを_____と修正、面積の「437㎡の内」を削除願います。

それでは、改めて議案案件の説明をさせていただきます。

11ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 一身田、受人 _____、面積 41,648㎡、渡人 _____、面積 3,255㎡、申請地 一身田平野平野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 178㎡ 外4筆、合計面積 3,255㎡。

これにつきましては、受人は、遠方により離農する渡人から申請地を譲り受

け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 橋南、受人 _____、面積 5,822㎡、渡人 _____、面積 971.50㎡、申請地 津興高砂 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 0.50㎡ 外1筆、合計面積 971.50㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化により離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 豊津、受人 _____ (持分5分の1) 外4名、面積 25,486.50㎡、渡人 _____、面積 1,151㎡、申請地 河芸町中別保太子 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 350㎡。

これにつきましては、受人は、相手方へ要望し渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

なお、当地区の下限面積は、3,000㎡となっております。

番号4、地区 雲林院、受人 _____、面積 13,133㎡、渡人 _____、面積 1,894㎡、申請地 芸濃町雲林院前野 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 555㎡。

これにつきましては、受人は、生前部分贈与により、渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号5、地区 村主、受人 _____、面積 10,794㎡、渡人 _____、面積 293㎡、申請地 安濃町川西岡副 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 293㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化により離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 村主、受人 _____、面積 4,561㎡、渡人 _____、面積 7,869㎡、申請地 安濃町連部川原田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 967㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足により営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号7、地区 明合、受人 _____、面積 17,438㎡、渡人 _____、面積 5,440㎡、申請地 安濃町大塚久保 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 3,092㎡ 外1筆、合計面積 5,440㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足により離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は7件、合計面積は11,831.50㎡で、その内訳は田が9,438㎡、畑が2,393.50㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 一身田。
田村委員	3番、田村です。5月15日に現地確認を行いました。地元推進委員も特に意見なく、事務局説明どおりで問題ありませんので、よろしくお願いいたします。
議 長	番号2、地区 橋南。
川邊委員	4月14日、地元推進委員と現地確認いたしました。問題ございませんでした。
議 長	ありがとうございます。番号3、地区 豊津。
喜多委員	8番、喜多です。地元推進委員と現地を見ましたが、別に問題なしということで、事務局の説明のとおりで問題ないと思います。
議 長	番号4、地区 雲林院。
片岡委員	9番、片岡です。5月8日に私、確認いたしまして、今、事務局の説明のとおり問題ないと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
議 長	番号5と6、地区 村主、お願いします。
内藤委員	13番、内藤です。5月8日に、それぞれの地元推進委員と、5番、6番ともに現地確認を行いました。何も問題ございませんので、よろしくお願いいたします。
議 長	番号7、地区 明合。
海野委員	12番、海野です。5月8日に地元推進委員と現地確認を行いましたところ、事務局の説明どおりで何ら問題ないと判断をさせていただきました。よろしくお願いいたします。
議 長	番号1から番号7について、地元委員から異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可をすることに決定いたします。 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。
事務局	12ページから14ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 白塚、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 白塚町浜新田_____、台帳地目・現況地目とも畑、
面積 59㎡ 外1筆、合計面積 638㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、372.48㎡、パネルの設置率は、転用面積の58.
4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 楡形、受人 合同会社 _____ 代表社員 _____、渡
人 _____、申請地 産品中之谷_____、台帳地目・現況地目とも畑、面
積 628㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を受人が
近隣地で実施する太陽光発電施設に必要な資材の置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 高茶屋、受人 _____、渡人 _____ 外13名、申請
地 高茶屋小森上野町野田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積99㎡
外16筆、合計面積 1,574.55㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は544.32㎡、パネル設置率は転用面積の34.7%と
なりますが、不整形地であるため、確保が必要なメンテナンススペースをおお
むね太陽光発電施設用地として使用する内容であることが確認できます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 椋本、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____ 外1名、申請地 芸濃町椋本巾_____、台帳地目・現況地
目とも畑、面積 95㎡ 外2筆、合計面積 838㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を申請者
の事務所及び販売用農機具倉庫用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号5、地区 椋本、受人 有限会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____ 外1名、申請地 芸濃町椋本北沢_____、台帳地目 田、
現況地目 雑種地、面積 224㎡ 外3筆、合計面積 848㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地に建売分
譲住宅5棟を建設しようとするものですが、一部は平成5年頃から資材置場用
地として、残りは平成31年頃から造成をしていたとして始末書が提出されて
おります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 椋本、受人 一般社団法人 _____ 代表理事 _____、
渡人 _____、申請地 芸濃町椋本中野_____、台帳地目・現況地目とも
畑、面積 147㎡ 外1筆、合計面積 870㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、400.53㎡、パネルの設置率は、転用面積の46.0%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号7、地区 辰水、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 美里町家所糶平 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 478㎡ 外1筆、合計面積 1,174㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、473.36㎡、パネルの設置率は、転用面積の40.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は7件、合計面積は6,570.55㎡、このうち田が3,289.55㎡、畑が3,281㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 白塚。

田村委員 3番、田村です。5月8日に地元推進委員と現地確認を行いました。事務局説明どおりで問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議 長 番号2、地区 櫛形、申し上げます。

東海委員 4番、東海です。5月8日、地元推進委員、川邊委員、事務局、私と4名で現地確認に行かせていただきました。何ら問題はございませんでした。よろしく申し上げます。

議 長 番号3、地区 高茶屋。

村澤委員 5番、村澤です。これ、4月9日に事務局と地元推進委員、私と現地確認しました。それで、先月上がってこなかった理由というのは、3筆ぐらい増やすので、1か月後にということでも今月上がってきた次第です。よろしく申し上げます。

議 長 番号4から番号6、地区 棕本、申し上げます。

牧野委員 10番、牧野です。8日に、地元推進委員と事務局と確認しました。特に3件とも問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
番号7、地区 辰水、申し上げます。

清水委員 11番、清水です。5月8日、地元推進委員と私と事務局で現地確認しましたところ、何も問題ないということで、よろしく願いいたします。

議長 今回、新型コロナ感染防止対策の一環で、現地確認の方法が変更になり、農業委員、また地元推進委員にもいろいろご厄介をかけております。どうぞよろしく願いいたします。
番号1から番号7について、地元委員からの異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第2号について許可をすることに決定をいたします。
次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）の事務局の説明をお願いします。

事務局 15ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。
番号1、地区 黒田、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 河芸町三行大広 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 274㎡。
これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
一体利用地の面積を含め、パネル設置面積は642.42㎡、パネルの設置率は94.1%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 長野、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 美里町平木松ケ久保 _____ の一部、台帳地目・現況地目とも田、面積 4,020㎡のうち1,550㎡。
これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、628.56㎡、パネルの設置率は、転用面積の40.6%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は1,824㎡、このうち田が1,550㎡、畑が274㎡でございます。
この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 黒田。

喜多委員	8番、喜多です。地元推進委員と現地確認しましたが、別に問題ないということで、事務局の説明のとおりですのでよろしくお願いします。
議 長	番号2、地区 長野。
清水委員	11番、清水です。これも5月8日に、私と地元推進委員と事務局と現地確認いたしましたところ、別に問題はないということでございますのでよろしくお願いいたします。
議 長	番号1から番号2について地元委員から異議のない旨の発言でございます。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>それでは、異議なしと認め、議案第3号について許可をすることに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>16ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。</p> <p>番号1、地区 藤水、借人 _____、貸人 _____、申請地 藤方黒木 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 326㎡。</p> <p>これにつきましては、借人は、貸人との間に永久年間の使用貸借による権利を設定し、申請地を一般個人住宅及び公衆用道路用地とするものですが、平成15年頃からカーポートを設置していたとして始末書が提出されております。農地区分は、第3種農地と判断されます。</p> <p>以上、件数は1件、面積は畑で326㎡です。</p> <p>この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。番号1、地区 藤水。
村澤委員	5番、村澤です。8日、地元推進委員と現地確認しました。何の問題もないということでしたので、よろしくお願いします。以上です。
議 長	番号1について地元委員から異議のない旨の発言がございます。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは、異議なしと認め、議案第4号についても許可をすることに決定を

いたします。

次に、別冊でお配りしました議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で104,509㎡、畑の賃貸借で3,998㎡、契約件数は33件でございます。

河芸地区につきましては、田の使用貸借のみで2,001㎡、契約件数は2件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借のみで65,663㎡、契約件数は11件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借のみで25,606㎡、契約件数は8件でございます。

美里地区につきましては、田の使用貸借のみで5,890㎡、契約件数は2件でございます。

香良洲地区につきましては、今回ございません。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて203,669㎡、畑の集積が、賃貸借のみで3,998㎡、合計契約件数は56件、合計面積は207,667㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、津地区7件、河芸地区2件、安濃地区9件、芸濃地区4件で合計22件、合計面積は100,670㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で39.3%、面積で48.5%となっております。

なお、4月部会にてご意見を頂戴しました農地利用集積円滑化事業から農地中間管理事業へ移行されたものと新規のものとの区別ですが、今回は、全て農地利用集積円滑化事業から農地利用中間管理事業へ移行されたものになります。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの農用地利用集積計画の概要でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

今ありましたように、初めに農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

まず、整理番号3 外1件についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この2件について、いかがでしょうか。よろしいか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
入室をお願いします。

< 入 室 >

議 長 次に、整理番号17についてです。
_____委員、一時退室願います。

< 退 室 >

議 長 この件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
それでは、入室をお願いします。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いいたします。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 よろしいですか。
それでは、議案第5号について、全て適正であると認め、市長に進達することにいたします。
以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。
それでは、以上をもちまして第5回の農地部会を終了させていただきます。

午前10時35分

上記は、第5回第1農地部会の議事を録したものである。

令和2年5月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____